

分担金・拠出金の名称	国際原子力機関(IAEA)拠出金(技術協力基金)		平成28年度 予算額	1,206,453千円	総合 評価	A
拠出先の国際機関名	国際原子力機関 (IAEA)					
国際機関の概要	(1)設立経緯 国際原子力機関は、1953年12月8日の第8回国連総会において、米国のアイゼンハワー大統領によってその設立が提唱され、国連総会における協議を経て作成された国際原子力機関憲章が1957年7月29日に発効したことにより、同日付で発足した。(2016年7月現在の加盟国168か国) (2)目的 国際原子力機関の目的は、「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するように努力すること、及び機関が関与する「援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保する」ことの2つ。(国際原子力機関憲章第2条)。すなわち、国際原子力機関は、原子力の平和的利用を積極的に促進する機関であると同時に、この援助が平和的目的から軍事的目的に転用されないことを確保するための機関でもある。					
評価基準		達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		IAEAは、原子力に関する高い知見と専門知識を有する唯一の普遍的な国際機関である。天野IAEA事務局長が「平和と開発のための原子力」を掲げているように、IAEAは発電分野のみならず、保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における原子力科学技術の活用にも大きく貢献している。 IAEAは、他の専門機関との連携も積極的に行っており、例えば、WHOやIARCとパートナーシップを組み、包括的ながん対策の体制構築に取り組んでいるほか、FAOパートナーシップを組み、放射線を活用した不妊虫放飼技術(SIT)の発展を通じた農作物の被害及び人と動物に共通する感染症の対策に取り組んでいる。 こうしたIAEAの活動は、主に技術協力(TC)局が実施する技術協力プロジェクトによって途上国をはじめとした国際社会に寄与しており、平成27年は、技術協力プロジェクトにより138の国と地域が裨益した。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		核軍縮・不拡散を重視する我が国として、核不拡散条約(NPT)の3本柱の1つである原子力の平和的利用を促進することは極めて重要であり、IAEAはその中心的役割を担っている。IAEA加盟国の多くを占める途上国にとっても、原子力に関する高い知見と専門知識を活用したIAEAの技術協力活動は最も重要な活動の一つであり、その事業費用の根幹たる技術協力基金への着実な拠出を極めて重視している。 我が国は、IAEA技術協力基金の第2位の拠出国として、決定された分担額を約40年間にわたり100%拠出しており、これにより原子力先進国としてのプレゼンス、並びに、開発途上国に対する影響力・発言力を確保している。 我が国は、指定理事国として理事会に常に議席を有しているところ、IAEA理事会に提出される事業計画案、及び年次報告書を精査し、必要に応じ修正を求めた上で、承認の判断、評価を行っており、我が国の意向が反映される立場を確保している。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		IAEAは、技術協力活動に係る詳細な年次報告を理事会に提出しており、指定理事国である我が国を含むIAEA加盟国は、同報告書を精査するとともに、不定期に行われる意見交換等も通じて、実施状況を評価している。IAEAは、事業実施による成果や教訓を踏まえ、必要に応じ改善を行った上で、今後の事業計画案を策定している。 また、IAEA技術協力基金の予算は2か年毎に策定されるが、合理的かつ適正な予算規模の維持、及び、適正な予算執行確保に向け、IAEAと加盟国間で随時協議が行われている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況		IAEAのトップは日本人の天野事務局長が現在2期目を務めている(日本人がトップを務める唯一の主要国際機関)。IAEAの専門職員以上に占める邦人職員の割合は、過去5年でほぼ横ばいで推移。 ・2015年末時点:邦人職員39人 ・2010年末時点:邦人職員48人 2015年に国際機関合同アウトリーチミッションに幹部職員を派遣して日本の潜在的な応募者掘り起こしを行うなど、日本からの職員募集に熱心に対応。最近の動きとして、2016年4月より国際耐震安全センター(ISSC)のセンター長に日本人職員(原子力規制庁出身)が就任したほか、同年7月よりJPOを1名派遣(我が国からIAEAへのJPO派遣は初めて)。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		(i)計画段階(Plan):IAEAは、裨益国のニーズを踏まえて、事業計画案を作成し、IAEA理事会に提出。我が国は、指定理事国として理事会に常に議席を有しており、事業計画案を精査し、必要に応じ修正を求めた上で、承認の判断を行う。 (ii)実施段階(Do):IAEAは、承認された計画案に基づき、事業を実施。 (iii)評価段階(Check):IAEAは、技術協力活動に係る詳細な年次報告を理事会に提出。我が国は、指定理事国として同報告書を精査するとともに、不定期に行われる意見交換等も通じて、実施状況を評価。 (iv)フォローアップ段階(Act):IAEAは、事業実施による成果や教訓を踏まえ、必要に応じ改善を行った上で、今後の事業計画案を策定。				
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室					